

【規定案】

地方自治法第 242 条に次の 5 項を加える。

- 10 5 人を超える住民が共同して第 1 項の規定による請求をするときは、あらかじめ 3 人を超えない総代を互選して当該請求をしなければならない。
- 11 総代は、各自、他の共同請求人のために、請求の取下げを除き、当該請求に関する一切の行為をすることができる。
- 12 総代が選任されたときは、共同請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。
- 13 共同請求人に対する監査委員の通知その他の行為は、2 人以上の総代が選任されている場合においても、1 人の総代に対してすれば足りる。
- 14 共同請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

※ 行政不服審査法第 11 条を参考にした。